

茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会（第2回）での主な意見

【茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂原案)について】

1. 海岸保全基本計画の策定について

- 「気候変動の影響による将来変化」との記述があるが、主語を明確にして記述すべき。

2. 茨城沿岸の現況と課題

- 現状説明に用いるデータに関しては、可能なデータは更新を図ること。また、被災状況や整備実態を示す写真資料についても、同様に刷新すること。
- 小名浜地点における最高潮位の経年変化が他地点と異なる要因について、可能であれば専門的な見地から理由を明記すること。
- 台風の強大化については、現時点の観測データにおいて直ちに有意な傾向(強大化)が認められるとは言い難い。将来的なリスクの懸念として記述する際は、何を指しているか明確にする必要がある。また、平均海面上昇を考慮した際の既往計画高との整合性について補足説明が必要。
- 潮位に関する記述において「平均海面」と「高潮偏差」の使い分けを明確にすること。また、年号表記は和暦・西暦を併記し、記述の統一性を図ること。

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

- 提示された堤防高は確定値ではなく、沖合施設との機能分担、背後地の土地利用状況、地域住民との合意形成過程を経て変動し得る旨の注釈を明記すること。
- モニタリング結果を評価して計画に反映するサイクルを記述すること。また、土砂管理について、国の指針の引用にとどまらず、県独自の具体的施策を詳述すべきである。
- 生物多様性の保全に関与するヒアリング調査については、対象・項目を含めてヒアリングすること。また、良好な海辺環境を視覚的に理解できるよう、断面図等の資料を提示し、目標像を明確化すること。
- 漂着物対策等の環境関連施策については、近年の法改正や社会的動向を適宜反映した文言へと調整すること。

4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- 「過度な利用」の定義について、漁業権等との不必要な摩擦を避けるための「調整」であることを強調し、画一的な利用制限と解釈されないよう配慮すること。また、環境面の閾値 20m の根拠を明確にするとともに、変動がある旨を記述すべき。

5. これからの海岸づくりに受けた重要事項

- 課題認識を示す表現が、行政当事者としての主体性に欠ける(「注視すべき」等)箇所については、県が責任を持って取り組む姿勢を明確にした表現へと修正すること。
- 平時からの住民参加を、海岸法に基づく「協議会」等の枠組みへ反映させることを検討し、可能であれば有事の自主的復興にも資する体制を計画内に位置づけること。他分野の計画(市町村計画等)との整合性・連動性も考慮すべきである。

- 短期的な予算制約や現状対応に終始することなく、当該地域の長期的な将来像(ビジョン)を明確に掲げ、計画後半部分の記述を拡充すること。
- 計画の改訂要件を「気候変動」に限定せず、社会情勢や新たな技術的知見の獲得を包含した広義の表現(「気候変動の影響等に関する新たな知見等」)に改めること。

【今後の進め方について】

- パブリックコメントの実施に際しては、単なる Web 掲載に留まらず、市町村や自治会等の既存コミュニティと連携し、住民が計画を「自分事」として捉えられる広報・説明手法を講じること。